

第5章 計画の基本的な枠組み

1 基本理念

世界保健機関（WHO）憲章では、健康について「病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。」としています。

平成29（2017）年5月、介護保険法等が改正されました。平成30(2018)年度から始まる新たな制度には、本市が以前より取り組んできた、高齢者から障がいのある人、そして、子ども、人づくりまで範囲を広げ、ライフステージごとに切れ目なく必要な支援を提供できるシステムづくり（地域共生）の考え方や、自立支援・重度化防止に向けた施策の展開などが盛り込まれています。本市の第6期計画においては、地域共生や介護予防重視の考え方をベースに、「要支援にならない・させない・戻らない」を基本目標として、各種施策を進めてきました。これにより、認定率の低下など一定の成果が表れてきており、第7期計画では、これまでの路線を更に推し進め、次のステップへの飛躍を目指す必要があります。

第6期計画を振り返ると、生涯現役のまちづくりを中心に高齢者の居場所づくりや在宅医療と福祉・介護の連携体制の構築、認知症予防の取組、また、まちづくり協議会など地域の多様な主体による取組みも着実に進んできました。今後は、すべてをより良い状態にするという「健康」の視点を加え、更なる高みを目指すべきと考えます。

そこで、第7期計画では、高齢者本人はもとより、その家族、医療・介護・福祉サービスの提供事業者、地域社会、地域経済の「健康」に焦点をあてることによって、「たかはま版地域包括ケアシステム」を充実させます。まちづくり協議会など地域の多様な主体と協働し、市民の健康寿命の延伸を図るとともに、たとえ介護が必要となっても高い水準のサービスを利用しながら、住み慣れた地域において生きがいを持って、安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

本計画の基本理念は、総合計画の福祉・健康分野の個別目標「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」を具体化するものとして、次のとおりとします。

高齢者も、介護者も、地域も、事業者も
みんな健康！まるごと家族 たかはま

2 基本的な視点

本計画においては、平成28（2016）年度に実施した介護保険・高齢者保健福祉市民アンケート結果で明らかになってきた本市の課題の解決を目指すとともに、新たな介護保険制度に対応するため、次に掲げる3つの視点のもと計画を策定し推進します。

視点1 日常生活を支援する柔軟なサービスの提供

【施策の方向】

＜多様な主体が担い手となるサービス提供体制＞

- 1人暮らしや夫婦世帯など支援を必要とする高齢者が地域で暮らし続けられるよう、日常生活の支援を、個々の実情に応じて、まちづくり協議会、町内会、ボランティア、NPO、民間事業者など多様な主体が担い手となるサービス提供体制を整えます。

＜民間サービスにおける日常生活支援の充実＞

- 団塊世代をはじめ元気な高齢者が、支援の担い手として活躍できるような仕組みや場をつくるとともに、具体的なニーズを明らかにしながら民間事業者が参入しやすい環境を整備します。

視点2 介護者支援に重点を置いた在宅介護の限界点を高める支援

【施策の方向】

＜在宅介護の限界点を高める居宅サービスの提供体制＞

- 仕事と介護の両立を図り、施設ではなく、できる限り在宅介護を選択できるよう、家族介護者の精神的・肉体的負担を軽減することに重点を置いた支援の充実を図ります。

- 重度の介護を要する人も安心して在宅で療養できるよう、24時間対応のサービスや「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせて提供するサービスなど施設サービスと同様の機能を地域で展開する在宅サービスの利用を促進します。

＜多職種連携の推進と「たかはま版地域包括ケアシステム」の充実＞

- 医療・保健・福祉・介護の多職種連携の推進と「たかはま版地域包括ケアシステム」の充実を図ります。

＜介護人材の確保と人材育成＞

- サービスを支える人材を、関係機関や地域資源と連携のもと確保し育成する仕組みを検討します。

視点3 自立支援・重度化防止の具体的な展開

【施策の方向】

＜生涯現役のまちづくり推進のための既存資源の有効活用と新たな資源開発＞

- 第6期計画の基本目標である「要支援にならない・させない・戻らない」を、より具体的に展開するため、「健康自生地」「ホコタッチ」など既存の資源の有効な活用と新たな資源開発等を検討します。

＜まちの活性化につながる公民協働の施策の展開＞

- 市民一人ひとりの健康づくり・介護予防活動が、まちの活性化につながるよう、公民協働を前提に施策の展開を検討します。

なお、これらの視点には、第6期計画で基本目標として掲げた「要支援にならない・させない・戻らない」の考えが底流にあります。

- ①元気な高齢者は、自らの努力と家族や仲間の協力で健康づくりや生きがいづくりに取り組み要支援・要介護にならないようにする。
- ②行政や事業者は、自立に向けたマネジメントと効果的な事業で、高齢者等を要支援・要介護にさせないようにする。
- ③みんなで、要支援・要介護認定者を支援のいらない状態に回復させ、再び要支援・要介護の状態に戻らないようにする。

3 基本方針

「基本的な視点」を念頭に、次の5つを基本方針として設定します。「基本理念」の実現を目指し、この方針に基づき施策を展開します。

※以下、基本方針の文中の下線部分は、新たな「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に対応する部分です。

▶基本方針1 地域共生、まるごと健康のまちづくり

～たかはま版地域包括ケアシステムの充実～

「地域包括ケアシステム」という言葉が、福祉の世界で使われはじめたのは、平成15（2003）年に発表された「2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて」（高齢者介護研究会）からだと言われています。したがって、すでに15年近い歴史があります。地域包括ケアシステムとは、一言で言えば「高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援する連携体制」ですが、今ひとつ具体性を欠いた曖昧な理念として使われ続けているのが現状です。

本市においては、高齢者のみならず、障がいのある人、子育て家庭、生活困窮者など支援を必要とするすべての市民が地域で安心して暮らし続けられるよう見守り、支援するネットワークとして「いきいき広場」を中心に「たかはま版地域包括ケアシステム」を展開しています。これは、今回の制度改正で示されてきた地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備に対する先駆的な試みと言えます。

本計画においては、第6期計画に引き続き、介護が必要にならないよう水際でくい止めるための施策を展開するとともに、介護保険制度の本来あるべき姿である在宅介護重視を具現化するために、医療・福祉・介護の連携をさらに強化し、市民と行政の協働による「たかはま版地域包括ケアシステム」の深化を目指します。

また、地域包括ケアシステムを支える人づくりを重点的に進めます。産学官連携により介護人材の育成と確保に努め、本市における介護サービス全体の質の向上を図っていきます。

▶基本方針2　自助と互助、参加と支え合いによる健康のまちづくり

～健康づくり・介護予防と生活支援の推進による地域の活性化～
市民が活力ある人生を送り、活気あるまちをつくるためには、介護を必要とせず、健康でいきいきと生活する「健康寿命」の延伸を図ることが重要です。健康づくりや介護予防のためには、心身機能、活動、参加の各要素にバランス良く働きかけることが重要です。単に、運動機能や栄養状態など心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、社会参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援して、生活の質(QOL)の向上を目指すものでなければなりません。

そこで、高齢者をはじめすべての市民が自分の健康は自分で守るという意識のもと、主体的に健康づくりに取り組めるような環境を整えます。また、生活機能の低下した高齢者に対しては、心身機能を改善するための予防サービスを一定期間提供し、可能な限り元の生活に近づけ、その後も、活動や参加を促すために、通いの場を提供するなど、状態を悪化させず維持するためのサービスを提供する介護予防システムを確立します。

そして、介護予防で社会参加できるようになった高齢者も含め、元気な高齢者が、1人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯などに対する生活支援の担い手として活躍できる仕組みづくりを推進するとともに、<健康><経済><支え合い>が互いに影響し合うことによって、まちが賑わい、地域経済が活性化するよう、新たなサービスの開発など民間事業所の積極的な活用を進めることにより、生活支援の重層的なサービス提供体制を整えていきます。

▶基本方針3 生涯現役、いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり

～生涯現役のまちづくりの推進～

平成27（2015）年の国勢調査によると本市の高齢化率は19%です、市民のほぼ5人に1人が高齢者ですから、市全体の課題としては高齢者の介護が大きな問題となることは当然です。しかし、団塊世代をはじめ60代や70代前半で自らを高齢者と感じている人は少なく、元気で活動的な人が増えています。こうした元気な高齢者ができるだけ介護を必要としないで過ごしていくためには、介護予防というよりは、生きがいや生きる意欲を持ち続けることが重要であり、自分が誰かの役に立っていることを実感できることが必要です。高齢者の地域活動やボランティア活動は、活動する本人はもとより、地域の人たちの生活の維持・向上に役立ちます。このことが結果として、地域の活性化につながります。

第7期計画では、これまで進めてきた生涯現役のまちづくりの視点で、市内各所に高齢者が活動できる環境を創出することにより、高齢者の生きがいと健康づくりを応援していきます。また、地域の関係団体に協力を求め、生活支援サービスをはじめ、地域におけるさまざまな福祉活動等の担い手になってもらうような機会を増やすとともに、就労を通じて社会参加ができる環境を整え、長期的に介護予防を推進していきます。

▶基本方針4 ならない・させない・諦めない、認知症予防のまちづくり

～認知症の予防と支援の推進～

認知症の主な原因疾患であるアルツハイマー病等は治療法が確立されていないため、認知症にならないための予防対策が重要です。

本市では、平成26（2014）年度から独立行政法人国立長寿医療研究センターと共同で、運動プログラムを実施することにより、軽度認知障害（MCI）の状態から認知症になることを予防するための活動方法の探索と実証実験を行い、認知症自体を予防することや、発症したとしてもその時間を遅らせることを長期的な観察により検証していきます。今後、軽度認知障害から認知症になることを予防するためのプログラム開発を目指します。

また、認知症を発症した場合は、その進行状況にあわせて、適切な医療・介護サービスが受けられる体制を整えるとともに、地域において認知症の人とその家族、地域住民、専門職等が集い交流できる居場所の確保と見守りのネットワークづくりを進めていきます。

▶基本方針5 介護離職ゼロ、介護者が安心して仕事をできるまちづくり

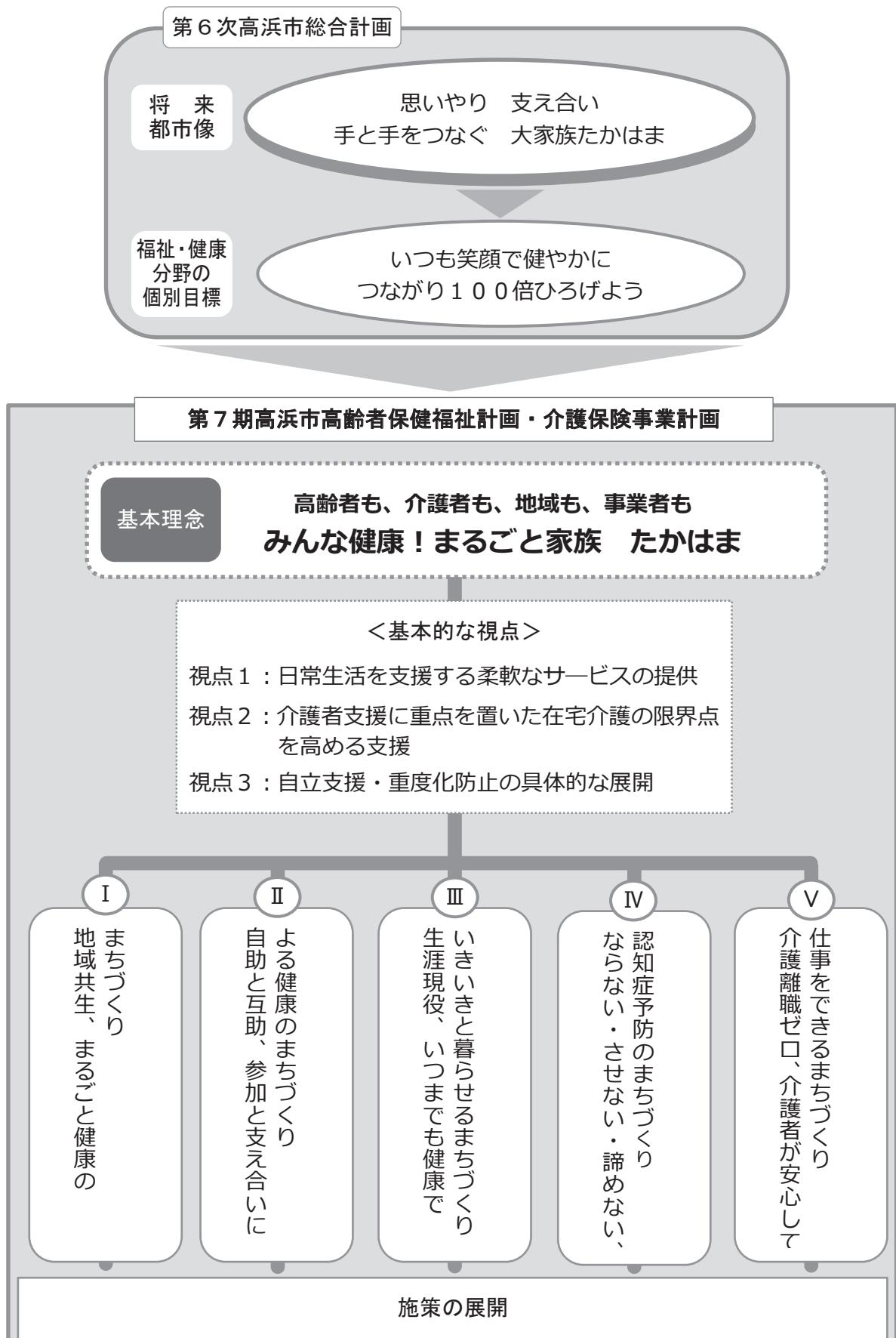
～介護を要する人と家族が安心できる介護保険事業の推進～

「たかはま版地域包括ケアシステム」に基づく介護予防と生活支援サービスの推進により、介護保険のサービスを利用せずに暮らせる人を増やすことが本計画の目標です。しかし、加齢や病気、事故などによる状態の悪化は、減らすことはできてもなくすることはできません。仮に要介護の状態になっても、誰もが自らの意思でサービスを選択できるよう、居宅サービス、施設・居住系サービスを問わず必要とされる介護保険サービスを十分に確保に努めます。

特に、施設に入らず、在宅介護ができる限り長く続けるため、家族介護者の精神的・肉体的負担を軽減することを重点に置いた支援策や、重度の介護を要する人も安心して在宅で療養できるようなサービスの拡充を目指します。

また、自立支援、介護予防、介護給付費の適正化に関する施策と目標を設定し、客観的に実績を評価する仕組みを確立していきます。

4 施策の体系



5 施策の展開

基本方針	施策の展開
<p>I 地域共生、まるごと健康のまちづくり ～たかはま版地域包括ケアシステムの充実～</p>	<p>1 地域包括ケアシステムの拠点におけるネットワークの充実・強化 2 地域共生社会の実現に向けて 3 在宅医療と福祉・介護の連携体制の構築 4 介護人材の育成と確保 5 住環境に関する支援 6 安全・安心のまちづくりの推進</p>
<p>II 自助と互助、参加と支え合いによる健康のまちづくり ～健康づくり・介護予防と生活支援の推進による地域の活性化～</p>	<p>1 多様な健康づくりの推進 2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 3 在宅生活支援の充実</p>
<p>III 生涯現役、いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり ～生涯現役のまちづくりの推進～</p>	<p>1 「健康自生地」を活用した健康・生きがい・まちづくりの推進 2 生きがい活動の推進 3 就労の促進</p>
<p>IV ならない・させない・諦めない、認知症予防のまちづくり ～認知症の予防と支援の推進～</p>	<p>1 認知症予防の推進 2 認知症支援体制の構築 3 高齢者の権利擁護の推進</p>
<p>V 介護離職ゼロ、介護者が安心して仕事をできるまちづくり ～介護を要する人と家族が安心できる介護保険事業の推進～</p>	<p>1 人口および認定者数の推計 2 居宅サービス等の現状と見込み 3 地域密着型サービスの現状と見込み 4 施設サービスの現状と見込み 5 上乗せ・横だしサービスの方向性 6 介護保険事業費の見込み 7 介護保険料の見込み 8 介護給付の適正化の推進 9 自立支援・重度化予防の取組と目標</p>

6 重点的な取組

基本理念を実現するためには、「基本方針」に掲げた施策・事業を着実に実行していくかなければなりません。そこで、たかはま版地域包括ケアシステムの充実・強化を図るため、次の3つを重点的な取組として位置づけて実施していきます。

重点施策1 総合相談・総合調整機能の充実・強化

ステップ1：複合化した福祉課題に対応するため、いきいき広場における関連グループの連携を強化するとともに、「支援調整会議」を定期的に開催するなど充実を図る。また、医療・介護・福祉の情報共有のためのＩＣＴ化、在宅医療・介護連携支援センターの開設を進める。



ステップ2：複合化した福祉課題にかかる当該事例が、専門職の関与を要する事例か、地域での支援が適切な事例かを判断する総合相談コーディネーターを調整役として配置し、スクリーニング機能を強化する。



ステップ3：支援調整会議の機能強化を図り、複合化した福祉課題を、家族単位で包括的（まるごと）に解決していく仕組を確立し、専門多職種、地域関係者等の参加による地域ケア会議の開催により、個別事例から地域課題の発見・共有化につなげる。

重点施策2 まちづくり協議会と協働した地域共生社会の実現に向けた取組

ステップ1：多世代交流の拠点の運営、日中独居高齢者の見守り、地域防災活動など、まちづくり協議会の既存の活動を広く市民に周知するため、「見える化」を推進する。



ステップ2：生活支援コーディネーターとまちづくり協議会の連携を強化し、地域固有の課題を明らかにし、地域の資源・特色を活かした課題解決策を検討する。



ステップ3：市とまちづくり協議会の協働により、地域における自立支援と介護予防の拠点（総合事業における通いの場の創出等）と仕組み（福祉制度の狭間にある人の見守り等）づくりを行い、地域課題の解決を図る。

重点施策3 将来を担う介護人材の育成に向けた取組

ステップ1：介護人材育成プロジェクトチーム（仮称）において、離職した介護人材等の実態把握を行い、本市の実情に即した事業所と求職者のマッチング支援、情報提供や研修による技術の維持・向上のサポートの仕組みを検討する。



ステップ2：介護の現場において、専門性が高く、キーパーソンとなる中核的な人材を育成するため、利用者の能力を引き出す力や観察力等を含む業務遂行力、他職種との連携の力、指導力、マネジメント力などを高める研修を、市内事業者と連携して実施する。



ステップ3：主に若い世代を対象に、AIやロボット等先端技術を活用した、ソフト（心）とハード（技術）が相まった魅力ある介護現場の姿を知ってもらうなど、工夫を凝らしたPRを行い、将来の介護人材の育成を図る。

7 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようするため、第3期計画から市内を日常生活圏域に分け、高齢者施策を進めています。

この日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情・その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、保険者ごとに定めることとされています。

本市においては、小学校区ごとにまちづくり協議会を設置しており、住民主体の協働のまちづくりを進めています。したがって、日常生活圏域も小学校区をベースにすることとし、以下の5圏域とします。

ただし、本市は13平方キロメートルと比較的狭く、高齢者の活動範囲や介護サービスの提供範囲は小学校区にとどまるものではありません。そこで、地域密着型サービスの提供にかかるサービス圏域は、市域全体として設定し、サービスの整備を進めていきます。

